

令和元年度宇都宮市地域密着型サービス運営委員会 会議録

1 開催日時 令和2年1月20日(月) 午後2時00分から午後3時10分

2 開催場所 宇都宮市子ども発達センター 多目的室

3 出席者氏名 【委員】

小野委員, 柴田委員, 齋藤委員, 三森委員, 川田委員,
富田委員, 赤羽委員

【事務局】

保健福祉総務課長

保健福祉総務課介護事業者指導グループ係長

保健福祉総務課介護事業者指導グループ職員4名

高齢福祉課企画グループ係長

高齢福祉課企画グループ職員1名

高齢福祉課介護サービスグループ係長

4 公開・非公開の別 公開

5 傍聴者の数 0名

6 議事(発言の要旨)

(1) 会長及び副会長の選出

<発言の要旨>

富田委員

事務局案はあるか。

事務局

(事務局案ということで御意見をいただいたので,)事務局案として小野委員に会長を赤羽委員に副会長をお願いしたいと思うがいかがか。

一同

異議なし

<会長挨拶>

(2) 令和元年度地域密着型サービス事業者の募集結果について

<事務局説明>

<発言の要旨>

会長

選考委員会で審査をしていただいているので、今後の募集も引き続きしっかり審査をしていただきたい。また、これからの地域包括ケアシステム、共生型社会の実現に向けて、圏域毎に未整備のところを進めていくことが第一であるが、選定済の圏域においても人口規模、高齢化率、要介護の状況等、圏域のニーズに応じた整備計画等も検討して引き続き進めていただきたい。

地域密着型サービス事業所の整備について、整備運営法人に利用者への配慮、丁寧な運営に努めるよう整備に向けた取り組みをしていただきたい。

(3) 令和元年度地域密着型サービス事業所の指定等の状況について

<事務局説明>

<発言の要旨>

副会長

休止が長期間に及んだ場合、宇都宮市はどのような指導をしているか。

事務局

休止の期間は、原則1年間としており、それ以上になる場合は再開するか廃止するか法人に選択をいただいている。

会長

主な廃止の理由で説明をいただいたが、その様な状況のヒアリングを蓄積することで地域性の問題なのか、法人自体の運営の難しさなのか様々な要因が分析できると思う。募集の際に何か工夫できる点があるか選定する際に注意点があるか検討する材料にしていきたい。指定等についても今後も遅滞なく事務手続きを行ってほしい。

(4) 地域密着型サービス事業所に対する指導状況について

<事務局説明>

<発言の要旨>

柴田委員

(6ページの下から4行目に)利用者の抱え込みとあるが、よく「抱え込んでしまう」と実際聞いたことはあるが、こういったケースは相当あるのか。

会長

数としてどのくらいかということか。

柴田委員

はい

会長

事務局いかがか。

事務局

抱え込みについて、サービス付き高齢者向け住宅（以下「サ高住」という。）という高齢者の住まい（マンション等）があるが、その様な住まいの施設内にデイサービスを作る事例がある。サ高住を運営している会社がデイサービスも運営し、サ高住に住んでいる高齢者をデイサービスに連れてきてしまう例を抱え込みという。宇都宮市内のサ高住は結構な数があるが抱え込みの状況は多くは確認されていない。むしろ市の指導でそういった抱え込みがないようにしている。また介護サービスを位置づけるケアマネジャーに抱え込みがないよう指導している。

柴田委員

ありがとうございます。

会長

この様な抱え込みがないように外部に記録を公表したり、ケアマネジャーへの指導をしていただいている状況であるということ。このことについてケアマネジャー協会はいかがか。

川田委員

同法人の事業所を使うことも距離が近い等とメリットが無いわけではないので、他の事業所を使う場合も含めてメリット、デメリットの話をさせてもらい適切な事業所を使っていただけるようにしている。すべての事業所を把握しているわけではないが大事な部分と考える。

会長

ありがとうございました。

副会長

文書指導が29事業所ということで、これに対する改善の報告を受けていると思うが、現時点で改善の報告以上の指導にいたる事案はあるのか。

事務局

現時点ではない。

会長

地域密着型サービス事業所に対する指導について、今後も事業者が利用者の尊厳を守って利用者主体のサービスを安定して、継続していけるように引き続き指導をお願いしたい。

(5) 令和元年度介護報酬の改定について

<事務局説明>

<発言の要旨>

富田委員

10月から特定介護職員等処遇改善加算が始まって市内のどのくらいの事業所が算定しているのか。

事務局

10月1日現在、地域密着型サービス事業所全体の56%が（Ⅰ）または（Ⅱ）を取得している。本市としても、今後多くの事業者が取得できるよう、集団指導等で周知をしていきたい。

会長

ありがとうございます。

柴田委員

介護職員の処遇改善で問題になっているが、加算が算定できるようになりすごく嬉しく思う。加算の使い方で、加算をどこに使うかについては施設長に任されるということなのか。

事務局

加算で得られたお金は基本的に全部給与に反映される。

柴田委員

職場環境要件とは何か。

事務局

職場環境要件の項目を満たしていると加算が算定できるということ。

柴田委員

給与に使われることは働いている人は嬉しいこと。適正に配分されることを願う。

会長

ありがとうございます。

副会長

介護サービス施設の管理者をしており、10月から特定介護職員等処遇改善加算を算定している。以前の介護職員処遇改善加算は、介護職員しか配分できなかったが、特定介護職員等処遇改善加算になると介護職員以外の職員に法人の裁量で配分できるようになった。ただ、配分の仕方は細かく定められている。介護職員のほか看護職員や場合によっては事務員、調理員に配分している法人もあると思う。介護サービス事業所・施設を運営している立場としても必要、重要な加算を制度的に創設したと思う。

会長

ありがとうございます。私としても学校で専門職を養成している立場で、介護人材の確保が宇都宮市に限らず非常に重要課題と言われている。介護分野で働く職員が定着して新しい世代が魅力を持って介

護分野に入ってもらえるよう、各事業所がしっかり処遇改善を行うよう集団指導等においても周知をお願いしたい。

以上で本日の議事は終了したがその他委員の皆様からご意見、終了した議事についても改めての質問等はあるか。

柴田委員

介護に関することであるが、利用者側の相談はどこに行ったらよいのか。

いくつかの相談ケースで、経済面で施設入所が困難という場合どこに相談に行けば良いか。

事務局

これから介護サービスを利用する方は地域包括支援センターにご相談いただきたい。その中で、低所得者の支援や介護サービスの中に所得に応じた割引というものもあるので紹介できる。

柴田委員

地域包括支援センターの職員は規定に基づいて指導はして下さるが、経済的な面は難しいようだ。

会長

宇都宮市民の現実的な話として伺うことができた。私も検討してお役に立てればと思っている。ありがとうございます。

齋藤委員

看護小規模多機能型居宅介護はあまり聞いたことがないがどういうものか。

事務局

参考資料1にもあるが、通所、訪問、泊まりを一体的に提供している小規模多機能型居宅介護に訪問看護が付加されたサービスで、医療ニーズに応えることが可能な施設である。

齋藤委員

今後この様な施設は増えていくか。

事務局

増えてほしいと考える。

齋藤委員

もし、この様な施設が広まっていけば理想的だと思う。

会長

まだ宇都宮市内1事業所なので手を上げていただけるよう工夫して取り組んでいただきたい。非常に現実的なご意見ありがとうございました。